

申請は 忘れず お早めに

定 額 給 付 金

3月23日から申請書の発送を行い、定額給付金の申請受付を開始しました。お手元に申請書類が届いていない場合はお問い合わせください。

対 象

平成21年2月1日（基準日）に、次の要件のいずれかに該当する人

- ◇境港市の住民基本台帳に登録されている人
- ◇境港市の外国人登録原票に登録されている人（在留資格の無い人、短期滞在の人を除く）

支給額

- ◇基準日に18歳以下（平成2年2月2日以降生まれ）および、65歳以上（昭和19年2月2日以前生まれ）の人は1人につき2万円
- ◇上記以外の方は、1人につき1万2千円

申請方法

◆郵 送

申請書に必要事項を記入・押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて近くのポストへ投かんしてください。

◆持 参

下記の受付場所に申請書、世帯主または同一世帯員の通帳、印章（認印で可）を持参してください。

◇『市役所』

午前8時30分から午後5時30分まで、定額給付金等受付所（市役所分庁舎）で受け取ります。（土・日曜日、祝日は除く）

◇『臨時受付会場』

4月12日（日）の午前9時から午後6時まで、選挙の投票所と同じ公民館・会館で申請を受け取ります。

支給方法

申請書に記入した世帯主の口座へ、世帯全員分を一括して振り込みます。

申請期限

9月25日（金）

問合せ先

定額給付金等受付所（☎47-1214）

子 育 て 応 援 特 別 手 当

2人以上の子どもがいる世帯の幼児教育期の負担軽減を図るため、子育て応援特別手当を支給します。申請書は支給対象となる子どもがいる世帯へ3月末に郵送しましたが、子どもが別居している場合など、市で対象者を把握できない場合がありますので、対象世帯で申請書がまだ届いていない場合はお問い合わせください。

対 象

平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた、第2子以降の子ども

※第2子以降とは、平成2年4月2日以降に生まれた子どものうち、2番目以降にあたる子どものことです。

支給額

1人につき3万6千円

申請方法

定額給付金の申請方法と同じです。

支給方法

申請書に記入した世帯主の口座へ振り込みます。

申請期限

9月25日（金）

問合せ先

子育て支援課育児支援係（☎47-1042）

振り込め詐欺にご注意ください！

申請書類に不明な点があった場合、市からお問い合わせすることがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のため手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません！

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに境港警察署 生活安全係（☎44-0110）にご連絡ください。